

**令和4年度新潟地方最低賃金審議会  
検討小委員会（各種商品小売業）議事要旨**

開催日時	出席状況
令和4年8月10日 9時00分～11時00分	公益2/2 労働者側2/2 使用者側2/2
<p>主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 委員長及び委員長代理の選出について<ul style="list-style-type: none"><li>・委員長に二岸委員、委員長代理に永井委員を選出した。</li></ul></li><li>2 新潟地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程について<ul style="list-style-type: none"><li>・議事録の署名廃止等について承認された。令和4年8月10日施行。</li></ul></li><li>3 各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性について<ul style="list-style-type: none"><li>・事務局から資料について説明。</li><li>・改正決定の必要性の有無について、労使委員より意見の表明があった。</li><li>・全体での審議後、労使毎の個別協議を行ったところ、必要性の有無については、全会一致に至らないので必要性ありとすることはできないとの結論に達した旨を本審に報告することで了承となった。</li></ul></li><li>4 その他<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の審議日程：8/23の第4回本審において、必要性の有無について答申を行う予定とした。</li></ul></li></ol> <p>主な意見の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 労働者側の主張<ul style="list-style-type: none"><li>・各種商品小売業最低賃金は、対象者も多い。また、コロナ禍の状況でも多様な働き方が求められており、パートの採用も含めて小売業全体に影響が大きい。これらを含めて金額改正が必要。</li></ul></li><li>2 使用者側の主張<ul style="list-style-type: none"><li>・公正競争ケースでの申し出要件にもかかわらず、公正競争が阻害されている理由がどこにも見当たらない。</li><li>・必要性の明確な疎明がないのであれば、改正の必要性ありとすることはできないものとする。</li></ul></li></ol>	